



## < 企業再編 建設事業の承継項目 >

先月号において、建設事業が他の者から承継された場合に従前の者の実績を引き継ぐことができると説明しましたので、今月号では承継される項目についてまとめてみました。(下表参照)

表の左側に「経審」の項目を列挙してありますが、引き継ぎが必要でない項目については取扱いに記載されていません。その部分については、空欄となっています。

引き継ぎが必要な項目は、完成工事高(X1)、平均利益額(X22)、経営状況(Y)、元請完工高(Z2)、建設業の営業年数(W21)、研究開発の状況(W6)で全てにおいて規定されています。

引き継ぎたくない項目である法令遵守の状況(W4)は、吸収合併、吸収分割、既存会社への建設事業譲渡の場合には、承継する会社の法令遵守の状況により判断し、新設会社の場合には減点しない取扱いになっています。

	相 続 等	法 人 成 り	合併		会社分割		建設業の譲渡	
			吸収合併	新設合併	吸収分割 (承継会社の取扱)	新設分割 (新設会社の取扱)	右以外	会社新設
完成工事高(X1)	引継		引継	引継	分割部分引継	分割部分引継	譲渡部分引継	譲渡部分引継
自己資本額(X21)			合併時	設立時	分割時	設立時	譲渡時	設立時
平均利益額(X22)	引継		引継	引継	分割部分引継	分割部分引継	譲渡部分引継	譲渡部分引継
経営状況(Y)	引継		引継	引継	分割部分引継	分割部分引継	譲渡部分引継	譲渡部分引継
技術職員数値(Z1)			合算	設立時	分割時	分割時		
元請完工高(Z2)	引継		引継	引継	分割部分引継	分割部分引継	譲渡部分引継	譲渡部分引継
労働福祉の状況(W1)								
建設業の営業年数(W21)	引継		WiseNET2012.4月号参照					
民事再生法等の適用の有無(W22)								
防災協定締結の有無(W3)								
法令遵守の状況(W4)			存続会社の状況	減点なし	承継会社の状況	減点なし	譲受会社の状況	減点なし
監査の受審状況(W51)			存続会社の状況	消滅会社の状況	承継会社の状況	分割会社の状況	譲受会社の状況	譲渡会社の状況
公認会計士等数(W52)								
研究開発の状況(W6)	引継		引継	引継	分割部分引継	分割部分引継	譲渡部分引継	譲渡部分引継
建設機械の所有リース台数(W7)								
ISO登録の状況(W8)								

新規承継会社除く。

新規承継会社：会社分割において、審査基準日からさかのぼって6月以内に新たに建設業者となった承継会社

注1：上記取扱いは、下記の通知に記載されています。詳しい内容、条件等については、下記の通知で必ず確認して下さい。

また、監督官庁と事前の打ち合わせをして間違いのないようにしましょう。

「経営事項審査の事務取扱いについて(通知)」

「建設業者の合併に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」

「建設業の譲渡に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」

「建設業者の会社分割に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」

合併時経審等を受ける必要がない場合もあります。自社の状況をしっかりと検討して最善を尽くしましょう。

W I S E N E T 編集部 松 村 清 (税理士)